

ESG・サステナビリティポリシー

株式会社マーキュリアホールディングス

株式会社マーキュリアインベストメント

1. 基本方針

株式会社マーキュリアホールディングス及び株式会社マーキュリアインベストメント(以下、総称して「当社」という。)は、「世界に冠たる投資グループへ」というビジョンの下、「ファンドの力で、日本の今を変える」というミッションを掲げ、そのビジョンとミッションを支える4つの経営理念、「幸せの総量を最大化する」、「クロスボーダー(国の壁、心の壁、世代の壁を超えて)」、「全ては事業のために」、「5年後の常識」を策定しています。

当社のビジョン、ミッション、経営理念の実現のためには、様々な形態の投資活動による資金の有効な活用と循環を促進させるとともに、幅広いステークホルダーと信頼関係を構築し、ESG(環境・社会・ガバナンス)やサステナビリティを踏まえた中長期的視点に立って投資先企業及びプロジェクト(以下、総称して「投資先」という。)に寄り添い、その成長に貢献していくことが重要と考えています。

2. 具体的な取り組み

(1) 責任投資原則(PRI)への署名

株式会社マーキュリアインベストメントは、責任投資原則(Principles for Responsible Investment、略して PRI)の考え方に賛同し、持続可能な社会の実現に引き続き貢献していく姿勢を明確にするため、2024年12月にPRIの署名機関となりました。

(PRIが定める6つの原則)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスに ESG の課題を組み入れます2. 私たちは、活動的な所有者となり所有方針と所有習慣に ESG の課題を組み入れます3. 私たちは、投資対象の主体に対して ESG の課題について適切な開示を求めます4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します |
|--|

(2) 本方針の適用対象、位置付け等について

①適用対象

本 ESG・サステナビリティポリシー（以下、「本方針」という。）は、原則として、当社の自己勘定及び当社が運営するファンドを通じた投資先に適用します。本方針の実施に関する責任は、2025 年 1 月に新設した当社 ESG 委員会（以下、「当委員会」という。）に属し、当委員会は ESG・サステナビリティに関するチェックリスト（以下、「チェックリスト」という。）を活用した投資先のモニタリングなど本方針に定める当社の活動を担うものとします。

②適用に当たっての着眼点

当社は、投資にあたって、以下に示す ESG（環境・社会・ガバナンス）要素を考慮し、投資の可否を検討します。

（ESG の着眼点）

・環境（E）

気候変動、温室効果ガス排出、資源利用、環境汚染、廃棄物管理、生物多様性など

・社会（S）

人権、労働環境、製品安全、地域社会、ダイバーシティ、サプライチェーンなど

・ガバナンス（G）

取締役会、内部統制、リスク管理、腐敗防止、コンプライアンス、内部通報制度など

③投資対象からの除外

当社は、当社が定める腐敗防止やマネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するポリシーを遵守するとともに、反社会的勢力や公序良俗に反する企業やプロジェクトへの投資は行いません。

(3) 投資プロセスへの ESG の組み込みについて

当社は、投資判断及びポートフォリオ管理の意思決定プロセスに以下の通り ESG 要素の組み込みを行います。

①スクリーニング

当社は、投資先において、投資前に ESG・サステナビリティに関するチェックリストを活用してスクリーニングを実施し、ESG 関連リスクや課題の特定を行います。また必要に応じて、詳細なデューディリジェンスを実施します。

②デューディリジェンス

当社は、①のスクリーニングの結果に基づき、投資先に対して、詳細なデューディリジェンスが必要と判断された場合、投資前にチェックリストを活用し、投資先の ESG・サステナビリティの課題

を精査します。なお、詳細なデューディリジェンスにおいて、必要に応じて、外部専門家の活用を検討します。

③モニタリング及びエンゲージメント

当社は、投資後、チェックリストを用いて投資先に対し定期的なモニタリングを実施するとともに、ESG・サステナビリティ関連の重大な問題を認識した場合には、投資先の取締役会等への働きかけ等を通じ、改善を目指します。

④投資家の皆様への報告

当社は、投資先の ESG・サステナビリティの管理状況に関して、必要に応じて投資家の皆様へ報告します。

3. 付則

当該方針は、制定日以降に新規投資を行う投資先を対象にします。

制定日:2021 年 9 月 10 日

改定日:2025 年 1 月 1 日

改定日:2026 年 6 月 26 日

以上